

## 第 12 次労働災害防止計画



【平成 25 年度から 29 年度まで】

～誰もが安心して健康に働くことができる職場にするために～

鹿嶋労働基準監督署

### 1 はじめに

これまで昭和 33 年に産業災害防止総合 5 力年計画が策定されて以来、11 次にわたって労働災害防止計画が定められてきました。

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、最近では減少傾向が鈍化し増減を繰り返しながら横ばいの状況にあります。

休業 4 日以上の災害は、20 年前の平成 4 年には 334 件発生しており、平成 10 年に 272 件となり 200 件台に減少しましたが、翌年の平成 11 年には 313 件と再び 300 件台になり、その後は、250 件前後で推移し、平成 24 年は 279 件となり、再び増加傾向にあります。

死亡者数は、20 年前の平成 4 年には 2 人であり、その後増減を繰り返し、10 人を超えた年は、平成 6 年（10 人）、9 年（11 人）、14 年（14 人）、24 年（13 人）となっています。

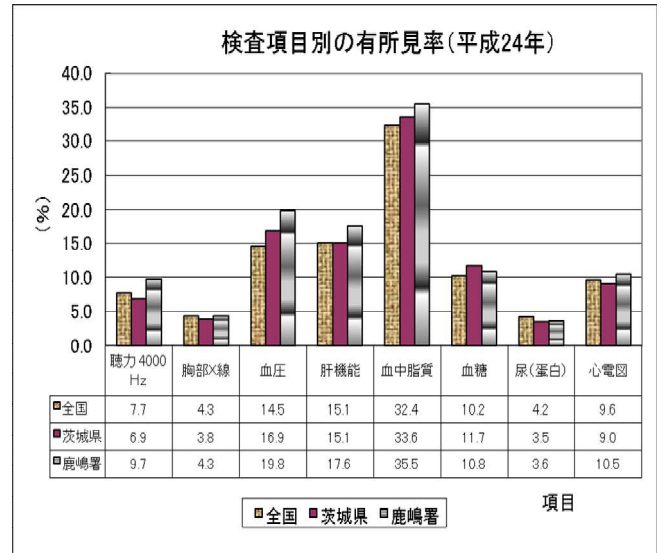
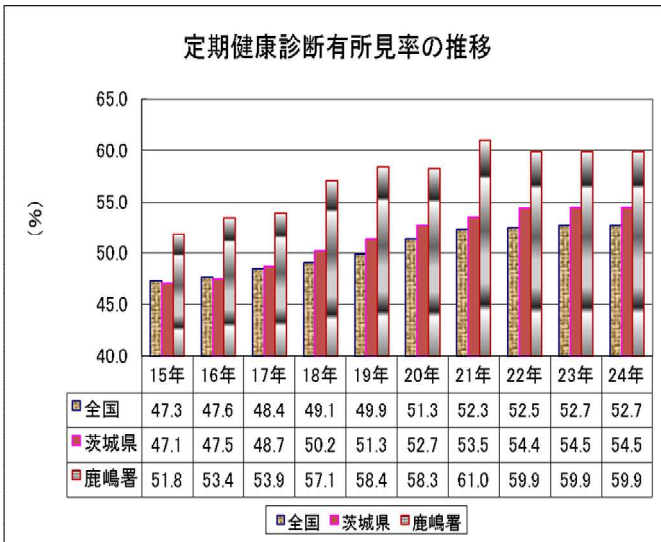
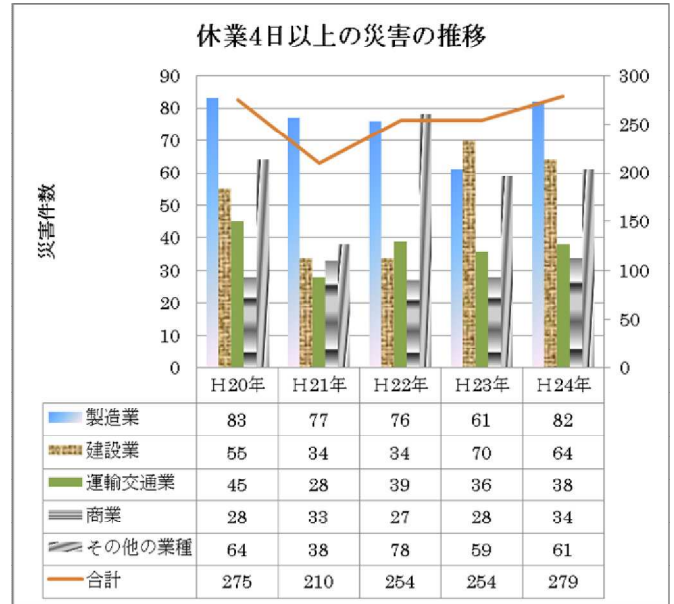
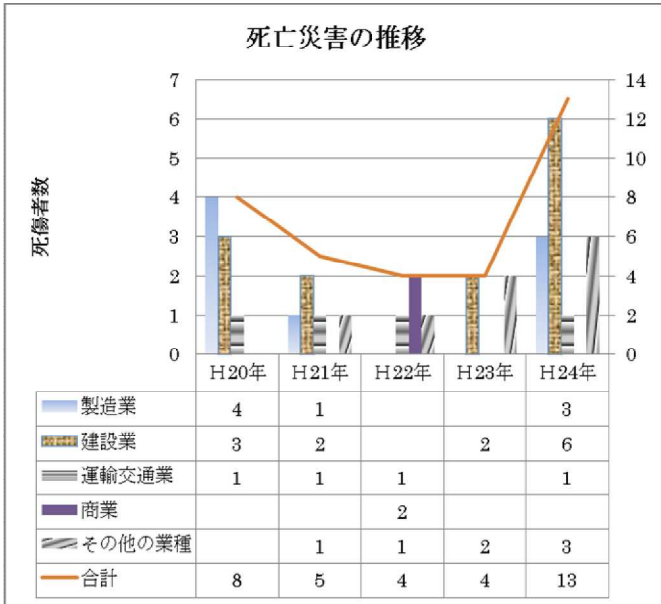
第 11 次労働災害防止計画期間中（平成 20 年から 24 年）の休業 4 日以上の災害は、第 10 次労働災害防止計画期間中の災害件数（1,275 件）の 15% 減とした目標値 1,084 件に対して、1,272 件発生し、186 件の増加（+17%）となり、目標を達成できませんでした。また、同期間中の死亡者数は、34 人となり、第 10 次労働災害防止計画中の死亡者数 31 人に対して、3 人増加しました。

特に、平成 23 年の東日本大震災以降、建設業の死亡災害が多発しており、災害復旧・復興工事が今後も引き続き行われることから、災害の増加が懸念されます。また、企業の生産活動が回復する中で、製造業や商業等の第三次産業の災害も増加傾向にあります。

一方、労働者の健康を取り巻く状況では、職業生活の中で、強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合が約 6 割に達し、さらに業務による心理的負荷を原因として精神障害を発病して、労災保険の請求事案が増加傾向にあります。また、高齢化社会の進展等により、定期健康診断の結果、高血圧、肝疾患、糖尿病等の検査項目において、有所見を示す労働者の割合が約 6 割に達しており、健康診断結果に基づく事後措置を含めた適切な健康管理を行うことが極めて重要となっています。

このような状況を踏まえ、新たに平成 25 年度を初年度とする「第 12 次労働災害防止計画」（5 力年計画）を推進いたします。

**ルールを守って安全作業 災害防止の基本です！**



## 2 計画の目標

### (1) 死亡災害(死亡者数)

第12次労働災害防止計画期間中の死亡者数を、第11次労働災害防止計画期間中の死亡者数34人に対して15%以上減少させる(目標値 28人以下)。

### (2) 休業4日以上災害

平成29年の休業4日以上災害件数を、平成24年の279件に対して20%以上減少させる(目標値 223件以下)。

#### 重点業種ごとの災害減少目標(平成24年と比較した平成29年の目標値)

##### ◆ 小売業

休業4日以上災害件数を、20%以上減少させる(目標値 22件以下)

##### ◆ 社会福祉施設

休業4日以上災害件数を、20%以上減少させる(目標値 6件以下)

◆ 飲食店

休業4日以上災害件数を、20%以上減少させる（目標値 3件以下）

◆ 道路貨物運送業

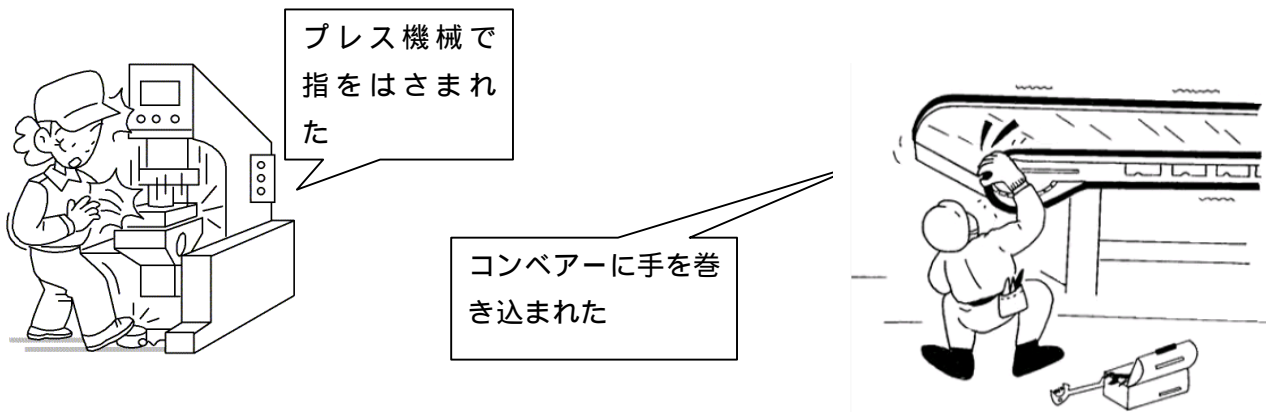
休業4日以上災害件数を、20%以上減少させる（目標値 28件以下）

3 災害防止の取り組み

(1) 製造業対策

死亡災害や障害の残る災害につながりやすい、機械設備によるはさまれ・巻き込まれ災害防止を重点として指導等を行います。また、リスクアセスメントの取り組みについて周知を図ります。

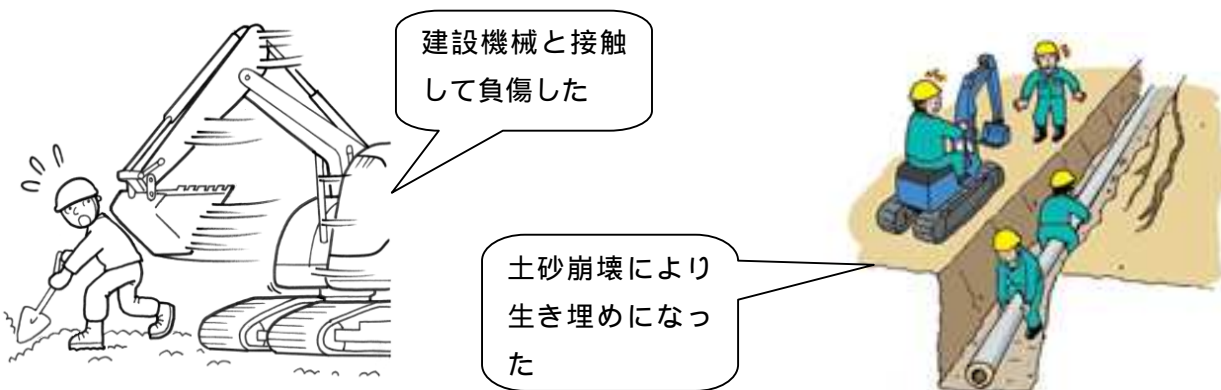
食料品製造業、金属製品製造業など災害の多い業種で、災害を繰り返し発生させている事業場に対して、災害防止のための集団指導を行います。また、重篤な災害を発生させたり、安全管理上問題のある事業場については、安全管理特別指導制度により、継続的な個別指導を行います。



(2) 建設業対策

死亡災害や重大災害の恐れがある墜落・転落災害、建設機械災害、土砂崩壊災害防止を重点として指導等を行います。建設工事の発注機関及び建設業労働災害防止協会（建災防）と協力して、災害防止研修会や安全パトロールを行います。

特に、東日本大震災以降、建設業の死亡災害が多発していることから、震災の復旧・復興工事を重点的に指導を行います。

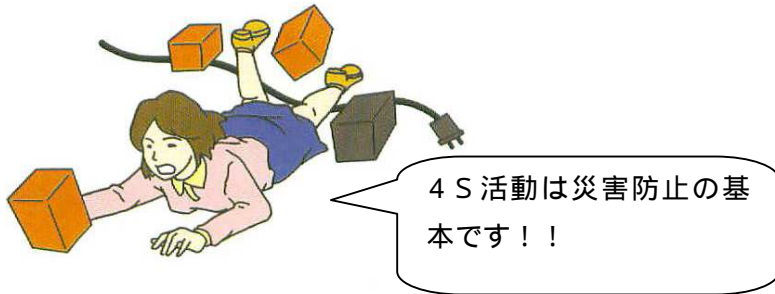


(3) 道路貨物運送業対策

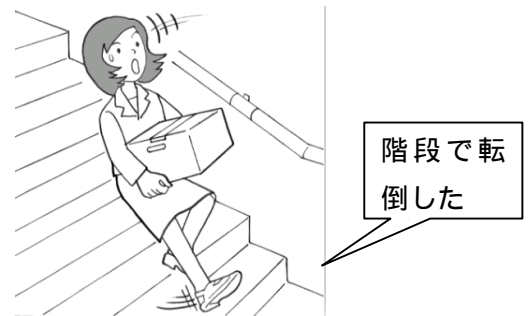
「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」の周知を図り、トラック等の荷台からの荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を指導します。荷主の敷地内での墜落災害防止や過労運転防止について、荷主の協力を得ながら対策を進めます。

#### (4) 第三次産業対策

第三次産業の災害は、転倒災害、墜落・転落災害、動作の反動による災害が多く、また、自主的な安全衛生管理活動が活発でないことから、安全衛生管理体制の整備を図るとともに、4S活動の推進、リスクアセスメントの実施、安全教育の充実等について、指導等を行います。



※整理・整頓を行い、転倒災害を防ぎましょう



#### (5) メンタルヘルス対策

メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者がストレスチェック等に基づきセルフケアを行えるようにすることや日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることが重要であり、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図ります。また、併せて、パワーハラスメント対策の推進を図ります。

このため、メンタルヘルス対策をサポートする、メンタルヘルス対策支援センターや鹿行地域産業保健センターの活用を積極的に推進します。

#### (6) 定期健康診断の有所見率改善対策

定期健康診断において有所見となった状態を改善するためには、医師の意見聴取のほか、栄養の改善、適切な運動の実施、勤務時間等の就業上の配慮等が有効であるため、労働者への保健指導、健康教育、健康相談等に基づく取り組みについて指導していきます。

#### (7) 過重労働による健康障害防止対策

事業者による労働者の健康診断の確実な実施と事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理について指導していきます。また、労働時間の的確な把握・管理についても指導していきます。

#### (8) コンビナート地区における爆発・火災防止対策

コンビナート地区の事業場は、危険・有害な化学物質を取り扱っており、爆発・火災が発生すると甚大な被害をもたらすことから、可燃性ガス、蒸気及び粉じん起因する爆発・火災防止について、労働安全衛生関係法令に定める措置の徹底を図るとともに、SDS等を活用した化学物質に係るリスクアセスメント実施の促進を図ります。



平成18年4月の法改正により、安全衛生委員会の審議事項に  
リスクアセスメント実施について  
過重労働による健康障害防止対策について  
メンタルヘルス対策について  
が追加されました。